

公表日：2023年5月16日

	男女の賃金の格差 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	69.6%
正社員	81.3%
パート・有期社員	84.2%

**対象期間：**令和4事業年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）

**賃金：**基本給、超過労働に対する報酬、賞与等を含み、退職手当、通勤手当等を除く。

**正社員：**正社員、地域限定正社員を含む。

**パート・有期社員：**契約社員、パートタイマー、アルバイト、嘱託を含み、派遣社員を除く。

**差異についての補足説明：**

<正社員>

正社員の賃金格差が生じている理由としては、社員数において男女の差異の割合が35.9%であることが挙げられる。このことが男女の賃金格差が生じている大きな原因と考えられる。そのため今後は、女性社員の割合を増やしていくことで、徐々に男女の賃金格差を改善していく必要がある。

管理職における女性の割合は18.2%と、行動計画で掲げた目標(女性管理職の割合を20%以上にする)を達成できるところまで来ていることから、今後は更に管理職における女性の割合が目標に近づいていくと思われる。

<パート・有期社員>

女性よりも男性に相対的に賃金が高い契約社員・嘱託社員が多いこと、また夜勤や宿直など、男性のみが勤務している職種があるため、格差が生じていると考えられる。